令和４年５月　　日

報道機関　各位

敦賀商工会議所

「キッチンカー購入等応援補助金」の申請募集開始について（取材方ご依頼）

日頃より、当会議所事業運営に格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当所では、敦賀市より委託を受けて、市内の中小企業者に対して、ウィズコロナへの対応を踏まえ、キッチンカー等による販売促進、収益力強化、経営基盤の強化等に繋がる取り組みに対して支援を行うことで、市内経済の発展に寄与することを目的に、表記補助金の募集を開始致します。

つきましては、本事業の取り組みについて、取材を賜りたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。

記

補助金の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業内容 | キッチンカー等車両購入・改造等に必要な設備投資等に対しての支援  ※キッチンカー等車両の購入・改造等、車両関連の設備導入を実施する必要があります。 |
| 補助対象者 | ①敦賀市内に本社事務所を有する中小企業者（※）  　（※）中小企業者：中小企業基本法第２条第１項に規定する者  ②応募時点で、法人の場合は「法人及び法人の代表者」、個人事業主の場合は「代表者」の市税の滞納がないこと。  ③キッチンカー等車両の購入・改造等、車両関連の設備導入を実施する者 |
| 補助上限額 | １００万円 |
| 補助率 | １／２ |
| 補助対象経費 | ・キッチンカー等車両購入・改造費（専ら事業の用に供する）、設備導入経費（機械装置・工具・器具備品、その他付帯する費用）  ・委託料（調査研究費、資料作成費）  ・広告宣伝費（販売促進費）  ・賃借料、謝金、旅費、その他事業実施に必要と認められる費用 |
| 募集期間 | 令和４年５月３０日（月）～令和４年６月３０日（木） |
| 補助対象期間 | 交付決定日から令和４年１２月３１日（土）まで |

【お問合せ先】

敦賀商工会議所　中小企業相談所　担当：小笹、川端

TEL：0770-22-2611 FAX：0770-24-1311